

# 令和4年度第2回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和4年11月24日（木）午後2時～午後3時30分
- 2 場 所 埼玉教育会館 202会議室
- 3 出席者 50市町村国保主管課長ほか、国保連企画財務課長、埼玉県
- 4 あいさつ

## 5 議事

### (1) ワーキンググループの進捗状況について

#### ① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 今年度は7月、9月、10月、11月の計4回の会議を開催し、令和5年度国民健康保険事業費納付金等の算定に関すること及び保険税水準の統一について協議した。
- ・ 国保事業費納付金等の算定に関することについては、議事（2）の「令和5年度国保事業費納付金等の秋の試算について」において説明する。
- ・ 保険税水準の統一については、令和9年度からの準統一に向けて、個別の検討が必要な部分について協議を行った。
- ・ 市町村が計上する予備費については、市町村の実情に応じて計上することは可とするが、保険税を財源とした計上は行わず、決算剰余金や基金繰入金等の独自財源で計上することとした。
- ・ 市町村が独自に設置している基金については、保険税を財源とした基金への積立てを行わないこととし、保険税軽減を目的とした基金残高の取崩しも行わないこととした。
- ・ オンライン資格確認等運営負担金については、国の見解を踏まえ、国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費として、一般会計繰入金を財源とすることを原則とし、市町村判断で一般会計繰入金を財源としない場合であっても、保険税への上乗せは行わないこととした。
- ・ 保険者支援制度及び財政安定化支援事業繰入金については、準統一以降は県単位で納付金算定を行うため、納付金算定に使用する見込額の算定方法を全市町村で統一し、見込額と実績額の差額を精算することとした。
- ・ 特別交付金（県2号繰入金）については、徴収対策について点数評価（収納率実績評価分）により交付している部分は、令和9年度以降廃止することとした。なお、医療費適正化、特定健診等に係る点数評価による交付は、市町村の独自財源となるため、保健事業の統一の議論を踏まえながら、配分基準や配分額を今後検討する。
- ・ 条例減免については、保険税減免の統一基準を「災害」「収入減」「低所得」「拘禁」「旧被扶養者」の5つの事由とし、一部負担金の統一基準を国基準どおりとすることとした。また、統一基準に沿って行われた減免に対しては、全額を県2号繰入金の交付対象とすることとした。統一基準を上回る独自減免について、これまでどおり県2号繰入金により一部を補填するかは、県2号繰入金の在り方と併せて引き続き検討する。

- ・ 埼玉県国民健康保険運営方針については、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象とする第3期運営方針の策定に向け、第3回財政運営ワーキンググループで全体的な方向性を示し、第4回財政運営ワーキンググループで具体的な案を示した。
- ・ 全体的な方向性としては、財政運営の安定化を図りつつ、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進に向け、次期運営方針の対象期間において課題となる事項について、当該期間内における取組、あるいは将来的な目標を具体的に記載していく。
- ・ また、令和9年度の保険税水準の準統一の実現に向け、方針が決定している項目の内容や、今後3年間で結論を出すべき項目の課題や方向性について整理することとした。
- ・ ワーキンググループでの議論を踏まえ、令和5年度に予定されている国保運営協議会への諮問、各市町村からの意見照会等に向け、引き続き検討を進めていく。

## ② 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回目を8月に開催し、保険税水準統一後の保健事業の在り方について、ジェネリック医薬品切替効果額検証について協議した。
- ・ 第2回目は本日（11月24日）開催し、第3期国保運営方針（案）及び特定健診集合契約について協議した。
- ・ 保険税水準統一後の保健事業の在り方については、方向性を示し、ワーキンググループメンバーの意見の確認を行った。
- ・ 特定健診の集合契約の検討については、第2回ワーキンググループで方向性を示し、ワーキンググループメンバーの意見の確認を行った。
- ・ 第3期国保運営方針（案）については、策定に当たって国が示している考え方などを説明し、当ワーキンググループが所管している医療費適正化等の部分の大まかな項目について協議した。

## ③ 事務処理標準化ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1-3に基づき、事務処理標準化ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第2回目を7月27日に開催し、第3回目を11月16日に開催した。
- ・ 各分野の検討について、活発な意見交換のために事務処理標準化ワーキンググループと並行して、資格・保険税・給付のグループ別検討を開始した。
- ・ 一部負担金減免の統一については、国が示した減免基準に合わせることを協議した。
- ・ 保険税の減免基準の統一については、低所得による減免の対象者は「生活保護法の規定による生活扶助を受ける者」のみとすることとした。
- ・ 第3期国民健康保険運営方針については、次期運営方針の保険給付の適正な実施及び事務の広域的・効率的な運営について、運営方針案を提示した。

## (2) 令和5年度国保事業費納付金等の秋の試算について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、令和5年度国保事業費納付金等の秋の試算の結果について説明。
- ・ 令和5年度の秋の試算結果は、1人当たり保険税必要額は県全体で122,138円となり、前年度と比べると金額にして4,143円、率にして3.5%の増であり、53市町村で1人当たり保険税必要額がプラスとなった。
- ・ 1人当たり保険税必要額の主な増加要因としては、1人当たり保険給付費の増、1人当たり後期高齢者支援金等の増加が挙げられる。
- ・ 令和5年度の納付金総額については、約1,896億円となり、前年度と比べて約19億円、率にして約1%のマイナス、1人当たり納付金額としては3,663円で、約2.8%の伸びとなっている。
- ・ 各市町村における1人当たり保険税必要額は、53市町村で1人あたり保険税必要額が増加、減少の10市町村については、所得水準が下がったこと等が影響している。
- ・ 令和4年度までの納付金額の推移について、総額で令和2年度に大幅に減少していることを除き、減少傾向にある一方、1人当たり納付金額及び保険税必要額については、令和2年度を除いて増加傾向であった。
- ・ 令和5年度については総額が減少し、1人当たりの額は増加したが、前年度、前々年度比では緩やかな増加となった。

### 【質疑・意見交換】

<市町村>

- ① 過年度の納付金の過多について、令和5年度の本算定に活用しないのか。
- ② 令和4年度から財政安定化基金を繰り入れることによって納付金額の調整ができるように法改正されたと思うが、活用について検討しているのか。

<埼玉県>

- ① 令和2年度の納付金の過多については、本算定において国が示す本係数が大きく変動し、納付金総額や一人当たり保険税必要額等が大きく伸びることがなければ、活用を見送りたいと考えている。
- ② 令和4年度の納付金の不足の状況にもよるが、令和4年度に納付金の過多を全て使い切らなかった場合は、残額を今年度末に財政安定化基金に積み立て、後年度の納付金の減額に活用したいと考えている。

## (3) 令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について

<埼玉県>

- ・ 資料3に基づき、令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計決算について説明。
- ・ 収支差額の約86億円については、療養給付費等負担金の精算などに伴う国等への返還に充てるため令和4年度に繰り越す。
- ・ 歳入について、構成を大きく分けると、国保事業費納付金、公費（国庫支出金、一般会計繰入金）、前期高齢者交付金の3つある。

- ・ 歳入のその他については、前年度からの繰越金が約107億円のプラスとなったため、大幅に増加している。
- ・ 歳出について構成を大きく分けると、保険給付費等交付金、後期高齢者支援金等、介護納付金の3つある。
- ・ 歳出のその他については、前年度の療養給付費等負担金の精算による国への返還金が約79億円のプラスとなったため、大幅に増加している。

#### (4) 令和4年度保険者努力支援制度（県分）について

<埼玉県>

- ・ 資料4に基づき、保険者努力支援制度（県分）について説明。
- ・ 令和6年度納付金の算定からは、納付金ベース統一の観点から都道府県分は県全体の納付金必要額から差し引くこととし、市町村ごとの再配分は行わず、保険者努力支援制度（県分）として指標を定める。評価を行うのは、今年度が最後である。
- ・ 賦課限度額について、令和5年度分で令和4年度に賦課限度額の引上げがあったため、指標を追加した。
- ・ 第三者求償の取組強化の指標を変更した。
- ・ データヘルスの推進について、公表した計画に基づき事業を実施しているか、また、個別事業についてアウトカム指標を設定の上実施し、それに基づき評価を行っているかの2項目のいずれも達成できている場合に評価対象とした。
- ・ 特定健康診査受診率の向上について、国が評価する令和5年度市町村分の指標及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度と2年度の両実績を評価することとし、各年度で点数を分割した。
- ・ ③-2については、令和元年度から令和2年度にかけての受診率を、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、前年度からの受診率減少がどれだけ抑制できているかを評価した。
- ・ 特定保健指導実施率の向上についても、特定健康診査受診率の向上と同様に令和元年度と令和2年度の両実績を評価した。
- ・ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況については、国が評価する令和5年度市町村分の指標を参考に、指標を①と②に分け、20点から8点と12点にそれぞれ配分した。

#### (5) 赤字削減・解消計画の実施状況について

<埼玉県>

- ・ 資料5に基づき、赤字削減・解消計画の実施状況について説明。
- ・ 平成28年度決算の赤字に基づく計画の実施状況について、令和3年度の赤字削減額は1.6億円と計画（変更前）より4.6億円下回っている。しかし、昨年度までの削減分との合計額でみると、144.9億円であり、平成30年度から令和3年度までの計画額を26.8億円上回る削減となっている。
- ・ 平成29年度及び平成30年度決算の赤字に基づく計画の実施状況について、赤字削減額は平成29年度が0.1億円、平成30年度が0.6億円で計画額を達成している。

- ・ 令和3年度の各市町村の削減目標の達成状況について、21市町村が達成となった。また、削減予定額に達しなかったが、その半分以上は削減したというところが2市町村、削減予定額の半分に達しなかったのが7市町村という結果になった。
- ・ 平成30年度から令和3年度まででみた場合は、28市町村が削減予定額の50%以上削減している。
- ・ 令和3年度に赤字を解消した市町村はなかった。
- ・ 今後、赤字削減の進捗状況に応じ、市町村へのフォローアップを行いたいと考えている。
- ・ 対象とする市町村は、(1)計画開始年度から令和3年度までの削減予定額が半分に達していない市町村、(2)令和3年度の削減予定額が半分に達していない市町村、(3)令和3年度に赤字が増加した市町村とした。これらのいずれかに該当する市町村については、達成できなかった理由などの状況を確認して、今後の取組について協議する予定。

## (6) 保険税水準統一後の保健事業の在り方について

<埼玉県>

- ・ 資料6に基づき、保険税水準統一後の保健事業の在り方について説明。
- ・ 本内容は第1回保健事業ワーキンググループで提示し、第2回財政ワーキンググループでも説明した内容である。
- ・ 各市町村の保健事業の現状について、特定健診・特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品差額通知事業は全63市町村が実施しているが、それ以外は共通して実施している事業がない。
- ・ 特定健診・特定保健指導の実施に当たっては、特定健診負担金により国基準額の2/3を国・県で負担。
- ・ その他の事業については保険者努力支援制度（予防・健康づくり）や県2号繰入金を活用しているが、各市町村の財源の詳細は様々である。
- ・ 県は医療給付費等のうち1%を2号繰入金として、全体で37.5億円（令和3年度交付実績）を交付している。
- ・ 保健事業ワーキンググループの議論では、各市町村で独自に事業が実施されているが、中には医師会との協議の結果、実施しているものや、議会からの要請により実施しているものもあり、保険税水準統一後も現在実施している事業をやめて低い水準に合わせることは考えられないとの意見が上がっている。
- ・ 統一後の在り方については、63市町村で同一の保健事業しか実施できないという考え方には立たず、方向性の基本としては、提供するサービスの費用の水準を統一する考えである。
- ・ 財源については国の補助金を優先的に活用し、財源の区分は事業ごとに分類することとしたい。

## (7) その他

### 普通交付金の年度末の取扱い・一定額について

<埼玉県>

- ・ 資料7に基づき、普通交付金の年度末の取扱い・一定額について説明。
- ・ 今年度も市町村の歳入不足を生じないよう昨年度同様に一定額を加えた形で3月中旬以降請求ができるよう事務処理を進めていく予定である。今後、国保中央会から提供されるデータなどを用いて国保連と協議の上、一定額の案を算出し、年明け以降に市町村に示して一定額を定めていく。
- ・ 令和3年度の普通交付金は約4,660億円を交付した。一定額については、4月に確定した額と約20億円差が生じている。差額の返還時期は、出納整理期間中を予定している。
- ・ 3月現金分の過大交付分の精算、第三者求償や不当利得によって保険給付の対象外となった部分、一部負担金の減免などになった額を合わせて返還額は県全体で約25億円となった。